

税の申告はお早めに 申告期限は **3/15** 月まで

市県民税・所得税の申告の受け付けが、2月16日(火)から始まります。平成21年度に市県民税の申告をした方には、市県民税申告書を2月8日(月)に発送します。申告書の提出は郵送でも受け付けますが、期限内に届くようお願いします。
☆納税には安心、便利な口座振替をご利用ください。

市県民税 市役所へ の申告は

問い合わせ

市役所市民税課
(〒272-8501 八幡1-1-1)
☎047-334-1111(代表)
※2月21日(日)・28日(日)は
☎047-334-1116(直通)へ。

行徳支所税務課
(〒272-0192 末広1-1-31)
☎047-359-1115

平成22年度に適用される 市県民税の主な改正点

1 住宅ローン控除の適用対象者の拡大

平成21年から25年までに入居し、住宅ローン控除を受ける方で、所得税が控除しきれない場合、個人住民税の住宅ローン控除を受けられることになりました。

なお、適用を受けるために申告書を市に提出する必要はありません。(従前の税源移譲に伴う住宅ローン控除適用者の方も年末調整・確定申告を提出することで住宅借入金等特別税額控除申告書は提出しなくても適用されます。)

2 上場株式などの配当所得と譲渡損失との間での損益通算が可能

平成21年1月1日以後に支払いを受けるべき上場株式などの配当所得の課税方法について、確定申告の際に、「総合課税」もしくは、「申告分離課税」のいずれかを選択できるようになりました。

申告分離課税を選択した場合には、配当控除は適用されませんが、上場株式などに係る譲渡損失との間で損益通算を行うことが可能になりました。

3 上場株式などの配当所得・譲渡益に係る軽減税率の延長

平成21年1月1日から23年12月31日までの間の上場株式などの配当所得及び譲渡益について引き続き10%の軽減税率(市民税1.8%・県民税1.2%、所得税7%)を適用します。

申告期間会場
2月16日(火)から3月15日(月)まで、土曜日を除き、市役所と行徳支所の申告会場で、市県民税申告書の收受、確定申告書用紙の配布、医療費や年金などの作成済みの確定申告の仮收受を行います。
2月21日と28日に限り、日曜申告窓口を開設します。
時間 午前8時45分～午後5時
場所 市役所1階多目的ホール、行徳支所2階
●**申告が必要な方**
●平成22年1月1日現在、市川市に住んでいて、平成21年中に所得のあった方
●平成22年1月1日現在、市内に事務所や事業所または家屋敷を有し、市外に住んでいる方
●給与所得者のうち、勤務先から市川市へ給与と支払報告書が提出されていない方
●給与所得の他に、不動産などの給与所得以外の所得があった方(20万円以下の場合には確定申告不要)
※扶養されている方や学生などで申告書を送られてきた場合は、申告書の裏面に記

入して提出してください(非課税証明書などの資料になります)。
●**申告が不要な方**
●所得が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が市川市へ提出されている方
●税務署へ平成21年分の確定申告書を提出した方、または提出する方
●所得が公的年金などの方
※公的年金等のみを受給されている方は、通常、申告不要ですが、社会保険庁などへ報告した扶養人数に異動が生じた場合、国民健康保険税または生命保険料・地震保険料などを支払った場合、障害者控除を追加したなどの場合には、申告が必要です。
●**申告に必要な物**
○印鑑
○平成21年中の所得を証明する書類(源泉徴収票や収入の明細、帳簿類など)
○平成21年中に支払った国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、医療費などの領収書、障害者控除を受けるための証明書

<所得税の申告に関する無料相談>

希望者は、源泉徴収票、計算用具、筆記具、印鑑などを持って、直接会場へお越しください(事前の問い合わせは受けられません)。なお、来場者多数の場合は、早めに受け付けを締め切ることがありますのでご了承ください。また、各会場とも車での来場はご遠慮ください。
※譲渡所得、贈与税の相談は不可。

税務署の早期申告相談	日程/会場
1月25日(月)・26日(火)・28日(木)・29日(金)	行徳文化ホールI&I
2月1日(月)～4日(木)	浦安市役所第3庁舎2階

<時間>午前9時30分～正午、午後1時～3時 <対象者>給与所得者と年金受給者

税理士会の所得税無料申告相談	日程/会場
2月16日(火)～18日(木)	浦安市文化会館
2月22日(月)～24日(水)	行徳文化ホールI&I
2月25日(木)・26日(金)	ザタワーズイースト3階 I-linkルーム
2月23日(火)	税理士会市川支部事務局(南八幡3-3-16アグレ本八幡202)

<時間>午前9時30分～正午、午後1時～3時
<対象者>小規模納税者の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者(給与収入1,000万円以下の方)※退職所得、住宅借入金等特別控除の相談は不可

給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出

「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書及び「平成21年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出期限は、平成22年2月1日(月)です。法定調書等は適正公平な課税の確保を図るため、所得税法等により一定の基準に該当する支払いに対して提出が義務付けられています。提出期限直前は窓口が大変混雑いたしますので、早めに提出ください。法定調書等の提出も、e-taxが便利です。

☎335-4101市川税務署 資料情報担当
*自動音声で案内しています。問い合わせは、音声案内にしたがって「2」番(税務署)を選択してください。

所得税の 税務署へ 確定申告などは

問い合わせ

市川税務署(〒272-8573 北方1-11-10)
☎047-335-4101

☆税務署の駐車場は4月中旬頃まで使用できません。
※税務署は、土・日曜日と祝日は閉署していますが、2月21日と28日の日曜日は確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います。

確定申告書の作成には、便利な国税庁ホームページをご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で、所得税の確定申告書、青色決算書・収支内訳書、消費税の確定申告書、贈与税の申告書を作成でき、プリントアウトしてそのまま確定申告書として税務署に提出することができます。

国税庁ホームページのアドレス
<http://www.nta.go.jp>

国税電子申告・納税システム(e-Tax)で申告するとメリットがいっぱい

- 「確定申告書作成コーナー」で作成した申告書を直接送信することができます。
- 1回に限り、最高で5,000円の税額控除を受けることができます。
- 源泉徴収票や医療費の領収証など第三者作成書類の添付書類が省略できます。
- 還付金の還付されるまでの期間が6週間から3週間へ短縮されます。

e-Taxホームページのアドレス
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

※臨時提出所では、できなかった申告書の受け付けのみを行い、申告用紙の配布及び申告相談は行っていません。

所得税・贈与税・消費税の申告は税務署で
所得税や贈与税、消費税の申告は税務署で行ってください。3月は、税務署が大変混雑しますので、2月中に申告を済ませるよう、ご協力ください。
●**所得税の申告納税**
2月16日(火)～3月15日(月)
●**贈与税の申告納税**
2月1日(月)～3月15日(月)
●**個人事業者の消費税地方消費税の申告納税**
3月31日(水)まで
●**税務署の申告書臨時提出所**
ザタワーズイースト3階 I-linkルーム
2月16日(火)～3月15日(月) 午前9時～午後4時(土日を除く)

広報 ICHIKAWA PUBLIC INFORMATION

いちかわ

1月16日
2010年(平成22年)
毎月第1～第4土曜日発行
No.1363

発行:市川市
編集:企画部広報広聴担当
〒272-8501
市川市八幡1-1-1
TEL 047-334-1111
FAX 047-336-2300
ホームページ
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

市政の動き

12月市議会定例会開会中

本日:1%支援制度支援希望団体の団体応募説明会を開催 午前10時と午後2時 於:市職員研修室

今週号の紙面から

特集
第11回 市川の文化展
人間国宝秋山逸生
木象嵌の美と技
…………… 4・5面

- 1%支援制度 支援団体を受け付け …… 2面(募集・行政)
- リサイクル施設見学ツアー …… 3面(募集・環境)
- すこやかひろば …… 6面(催し・子育て)
- ガッテン流で健康づくり! メタボ対策とおいしい健康生活のススメ …… 7面(催し・保健)
- 「世界のカレンダー展」開催 …… 8面(催し・文化)